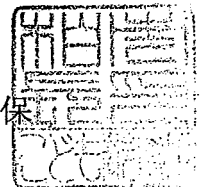


思想、信条等の個人情報の収集に係る諮問書

柏こ保第161号
平成29年4月19日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

柏市長 秋山 浩 保



思想、信条等の個人情報を収集したいので、柏市個人情報保護条例第5条第3項の規定により次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の 名称	保育園入園児童に関わる保育事務
個人情報取扱事務の 概要	保育園入園児童を保育することに関わる事務を行うもの。
収集する思想、信条 等の個人情報の利用 目的（収集する理 由）	入園するにあたり、宗教上の禁忌食品(保育園給食で宗教上食べられない食材)を確認する必要がある。
思想、信条等の個人 情報の収集先	本人、家族
収集する思想、信条 等の個人情報の項目	宗教
担 当 部 署	こども部保育運営課課給食担当
備 考	



⑤ 第5条第3項〔思想、信条等に関する個人情報の収集の制限〕

3 実施機関は、思想、信条、宗教又は犯罪に関する個人情報その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。

(2) その権限に属する事務の目的の達成のために必要かつ欠くことができない個人情報について、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で収集するとき。

【趣旨】

本項は、人間の尊厳を保つ上で核となる情報、いわゆるセンシティブ情報については、原則として収集を禁止するとともに、例外的に収集することができる場合を定めたものである。

【解釈及び運用】

① 本項は、思想等の内心の自由と深い関係を有する個人情報及び社会的差別を引き起こす原因となるおそれのある個人情報については、不適正に取り扱われた場合に個人の権利利益を侵害する危険性が高いものであることから、原則として収集してはならないこととしたものである。

しかし、実施機関が行う事務は多様なことから、これらの個人情報についても法令等の規定により収集することが義務付けられている場合のほか、事務の目的を達成するために収集しなければならない場合があるため、この事務の執行上の収集に必要な場合には、例外を認めることとしたものである。

そこで、法令等の規定に基づかない場合については、審議会の意見を事前に聴いた上で事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないものである場合に限り、収集できることとしたものである。

② 「思想、信条」に関する個人情報とは、人格そのものあるいは精神作用の基礎にかかわる情報をいう。具体的には、人生観、世界観、倫理観、支持政党名、所属する政治団体名、政治理念、政治活動の経歴、政治的信条等に関する情報がこれらに該当する。

③ 「宗教」に関する個人情報とは、超自然的、超人間的本質（神、仏、霊等）の存在を信じ、畏敬崇拝する心情あるいは行為をいい、信仰する宗教・宗派等に関する情報、所属する宗教法人名等が該当する。

④ 「犯罪」に関する個人情報とは、犯罪の経歴が過去にあったことを示す個人情報、刑罰に処せられた事実に関する個人情報をいい、具体的には、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報が該当する。

少年の保護事件に係る保護処分等の執行等に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報であり、成人の前科前歴情報と同様に慎重に取り扱われるべき情報であるから、本項の個人情報に該当する。

また、行政上の秩序罰である各種の法令等に定められた過料に関する個人情報は、

過料は刑罰と性質が異なることから、「犯罪」に関する個人情報には該当しない。

- ⑤ 「**その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報**」とは、人種・民族及び門地等をいい、過去において不当な社会的差別の原因となった事実があり、また、今後も同様のおそれがあり、その取扱いを誤ると不当な差別を助長するおそれのある個人情報が該当する。

- ⑥ 「**法令等の規定に基づき収集するとき**」(第1号)とは、法令等でこれらの個人情報を収集できることを明らかに定めている場合のほか、法令等の趣旨、目的により収集することができると解される場合も含まれる。法令等に基づくときは、当該法令等の制定時にその目的達成の必要性からセンシティブ情報の収集を認めているものであり、この条例で一般的に制限することが適当でないことから、例外としたものである。

本号の例としては、地方公務員法第16条(禁錮以上の刑に処せられている者の欠格条項)、人権擁護委員法第7条(人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった者の欠格条項)等がある。

- ⑦ 「**その権限に属する事務の目的の達成のために必要かつ欠くことができない**」(第2号)とは、個人情報を取り扱う事務の目的、性質等から判断して、これらの個人情報を収集しなければ当該事務の目的の達成に支障が生じる場合をいう。

「その権限に属する事務の目的の達成のために必要かつ欠くことができない」か否かの判断は、個人情報の保護の観点から客観的に行われるべきであり、実施機関があらかじめ審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、その客観性及び公正性が担保されることになる。

- ⑧ 「**あらかじめ審議会の意見を聴いた上で**」とは、法令等の規定に基づかない場合は、その判断の客観性を担保するため、審議会の意見を事前に聴くことを要件としたものである。

「あらかじめ審議会の意見を聴」く際には、様式第3号により審議会に諮問しなければならないものである。

資 料

思想，信条等の個人情報の収集に係る諮問について

個人情報取り扱い事務の概要	保育園入園の流れ
保育園給食において宗教上の対応について	1 保育園入園申請書に，給食において配慮して欲しい旨を記入してもらう。 2 入園に伴う面接時に，保護者から聞き取りをする。 3 入園する保育園の担当栄養士，保育園長に連絡する。 4 保育園長及び副園長と保護者で面接し，給食における配慮事項の詳細を聞き取る。 5 栄養士が給食献立表に，日々の献立の中で持込をお願いするもの，保育園で除去するもの等を記し，保育園を通じ保護者に渡す。

※ 市記入ページ（職員記入ページになりますが、併せて印刷出力・提出してください）

平成 年 月 日 入所承諾				退所年月日		備考	
保育の利用期間				平成 年 月 日			
				平成 年 月 日			

調査状況

面接時の児童の現況	保育の状態・健康状態・その他		
	＜発達・発育＞		
その他記入事項			

＜備考・追加欄＞

保育の必要性の認定基準	
保育の必要性の認定を受けるには、保護者全員が次のいずれかの条件を満たすことが必要です。	
（１）就労：就労時間が週１６時間以上かつ月６４時間以上の就労をするため、その児童の保育が必要な場合	
（２）妊娠・出産：母親が妊娠中か出産後間がないため、その児童の保育が必要な場合（産後２か月まで）	
（３）疾病・障害：保育に当たる保護者が病気であったり、心身に一定以上の障害があるため、その児童の保育が必要な場合	
（４）介護・看護：同居の親族（長期入院等を含む。）の介護・看護に常時当たっているため、その児童の保育が必要な場合	
（５）災害復旧：震災、風水害、火災その他の災害の復旧活動をするため、その児童の保育が必要な場合	
（６）求職活動中：求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っているため、その児童の保育が必要な場合	
（７）就学：児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）により、その児童の保育が必要な場合	
（８）その他：その他、児童の保育が必要な場合	

子どものための教育・保育給付支給認定申請書
保育園等利用申込書

柏市長 あて

No. 歳児 29 年度
平成 年 月 日

※太枠内にボールペン（消えるペンは不可）で記入してください。

保護者代表者氏名

柏市が、子どものための教育・保育給付の支給認定に必要な住民税の情報（同居世帯員を含む。）及び世帯情報を閲覧します。
また、柏市が保有する当該児童の在籍状況、心身の状況等の情報について、当該児童の就学前における教育・保育を実施する上で必要な範囲において、柏市が当該情報を利用し、又は当該児童が在籍する特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所に提供します。
上記について同意の上、次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定を申請します。

認定申請児童	氏名	生年月日	性別	保護者代表者の氏名
		平成 年 月 日	男 ・ 女	子 ・ その他 ()
保護者代表者の住所・連絡先	(現住所) 柏市			(連絡先)
	(平成２９年１月１日現在の住所) ※現住所と異なる場合のみ記入			
支給認定証番号	※既に支給認定を受けている場合のみ記入してください。			
保育の希望の有・無	有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育園等(※1)において保育の利用を希望する場合（幼稚園等(※2)と併願の場合を含む。）			
	無 : 幼稚園等(※2)の利用を希望する場合(保育園等(※1)と併願の場合を除く。) ⇒【１号(教育利用)用】の申請書をお使いください。			

(※1)「保育園等」とは、保育所、認定こども園(保育利用)、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業のこと。

(※2)「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育利用)のこと。

保護者の状況

保護者の状況	氏名	生年月日(年齢)	保育の利用を必要とする理由
		中の連絡先	
	S・H 年 月 日()歳		☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動中 ☐ 就学 ☐ その他 ()
	— —		
児童の状況		S・H 年 月 日()歳	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動中 ☐ 就学 ☐ その他 ()
		— —	

利用を希望する保育園等について

利用を希望する保育園等(※1)	①	④	兄弟姉妹同時申込みの場合（ＢとＣは同時選択可能） ☐ Ａ 同時に同じ保育園に入れるまで待つ ☐ Ｂ 同時に入園できれば、異なる保育園でも構わない ☐ Ｃ １人だけの入園でも構わない ☐ どの子が先でもよい ☐ (児童名) から先
	②	⑤	
	③	⑥	
利用を希望する期間	平成 年 月 １日から ☐ 小学校就学前まで ☐ 平成 年 月 日まで(※2)		

(※1) ①から、利用を希望する順に正式名称を記入してください。希望園が７園以上ある場合は、裏面へ記入してください。

(※1) 第一希望が認定こども園の場合は、申請書類を各園へ直接提出してください。

(※2) 「妊娠・出産」の事由で入園をご希望のかたは、終了期間を必ず記入してください。

児童の健康状態

※市記入欄	
①食物アレルギーはありますか（有・無） ※食物アレルギーがある場合、公立保育園の場合は、入園決定時に食物アレルギー指示書が配付されます。主治医に記入してもらい、入園説明会まで保育園に提出してください。私立保育園・認定こども園・小規模認可保育の場合は、入園決定後、施設に直接ご確認ください。	
②風邪以外で、年１回以上、病院等に通院（定期通院を含む。）をし、治療または薬を処方されていますか (有→病名: _____ 無)	
③発育等が気になる、又は定期的に言語や行動の指導、リハビリ等を受けたり、療育施設に通っていますか（有・無）	
①～③について有の場合、面接が必要です。事前予約制のため、保育運営課までご連絡ください。 以下に健康状態の詳細について記入してください。	

※市記入欄

就・求 父 母	調	戸	申立	委託・転出 ()	栄	看	
備考							

利用を希望する保育園等（※希望園が7園以上ある場合）について

利用を希望する保育園等	⑦	⑪	⑮
	⑧	⑫	⑯
	⑨	⑬	⑰
	⑩	⑭	⑱
※利用を希望する順に正式名称を記入してください。希望園が19園以上ある場合は、申立書へ記入してください。			
希望する利用時間 ※時間表記で記入してください。	時 分から 時 分まで （1日合計 時間 分）		
保育の必要量 ※それがに○を付けてください。	保育標準時間 ・ 保育短時間		
※上記の希望する利用時間・保育の必要量は、「保育を必要とする事由を証明する書類」で確認します。就労時間が短い場合等、ご希望に添えない場合があります。各施設の保育時間等については「保育園等利用申込みのご案内」をご覧ください。			

児童の家庭の状況

区分	フリガナ 氏 名	申請児童 との続柄	年齢 （生年月日）	保育の利用を必要とする理由 ※最も該当するものをチェックしてください。	就労先名称、病名 就園（学）先名称
児童の同居世帯員			() 歳 M T S H	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 就学 ☐ その他()	
			() 歳 M T S H	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 就学 ☐ その他()	
			() 歳 M T S H	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 就学 ☐ その他()	
			() 歳 M T S H	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 就学 ☐ その他()	
			() 歳 M T S H	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 就学 ☐ その他()	
			() 歳 M T S H	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 就学 ☐ その他()	
※上記の欄の他に必要な場合は、申立書へ記入してください。					
母子・父子家庭 又はそれに準ずるものの状況 ※該当する場合のみ	離婚 ・ 死別 ・ 未婚 ・ 行方不明 ・ 別居及び調停中 (平成 年 月 日 ごろ (から)) ※離婚・死別・未婚の場合、児童の親権が記載された戸籍簿本を提出してください。 ※別居及び調停中に該当する場合、必要書類について保育運営課へお問い合わせください。				
同居世帯員の 障害者手帳等について ※申請児童を含む 同居世帯員の場合のみ	申請児童 ・ その他 () ※該当する場合、お持ちの手帳等の写しを提出してください。 ※申請児童が障害者手帳をお持ちの場合、受付期間にかかわらず事前に保育運営課へご相談ください。				
生活保護の状況 ※該当する場合のみ	平成 年 月 日 保護開始				

●支給認定申請及び保育園等の利用に関する重要事項です。必ずお読みいただき、ご理解いただきましたら、「はい」に○をつけてください。該当する事項全てに○がついていない場合、申請が完了しません。

【支給認定申請及び利用申込みについて】	
「保育園等利用申込みのご案内」を熟読の上、保育園等の利用条件や申請手続き等についてご理解いただけましたか。	はい
支給認定に必要な書類が揃っていない場合、支給認定ができないため、保育園等の利用調整ができません。支給認定ができない場合、認定却下又は次月以降の利用調整となります。また、申請受付後に、書類の不備等により、新たに必要な書類が判明する場合があります。不足書類がある場合は、必ず申込み締切日までに提出してください。	はい
申請した書類の内容に虚偽等があった場合は、支給認定が却下となり、利用調整及び保育園等の利用ができません。申請書類は厳正にお取り扱いください。	はい
希望園は、通園可能な範囲内で、希望順にお選びください。内定を辞退した場合、以後の利用調整時に不利となることがあります。	はい
児童福祉法が規定する児童福祉上の措置や、保育料徴収・滞納処分等、業務上要する個人情報について、市役所他部署をはじめとする公的機関・指定民間施設(教育委員会、柏児童相談所等)で共有させていただきます。	はい
申込者多数等により、希望の保育園等に空きがない場合は、利用できないことがあります。その場合の方策について、あらかじめ検討し、調査書へ記入してください。	はい
申請後、申請書類(この用紙も含む。)の内容や家庭状況に変更が生じた場合は、速やかに保育運営課(既に保育園等を利用中の方は利用中の施設)に申し出た上で、必要な手続きを行ってください。手続きを怠った場合、支給認定の要件を満たしていても、支給認定取消し(既に保育園等を利用中の方は取消し及び退園)となることがあります。	はい
保育園等の利用調整及び利用が可能なのは、支給認定期間の期間のみです。保育を必要とする事由がなくなった場合は、その時点で支給認定取消し(既に保育園等を利用中の方は取消し及び退園)となります。また、要件を満たしていても、保護者自身が自らその状態について証明(変更届・就労証明書の提出等)されなければ、上記と同様となります。	はい
申請後、保育園等を利用する必要がなくなった場合や、保育を必要とする事由がなくなった場合は、速やかに保育運営課へ届け出てください。また、支給認定証(2・3号用)が既に発行されている場合は、認定証を返還してください。	はい
＜該当する方のみ＞認定こども園が希望園に含まれている場合は、必ず各認定こども園に、申込みの前に運営上の重要事項についてお問い合わせの上、説明を受けてください。その上で、保育料以外でかかる費用等について、ご理解いただけましたか。	はい
＜該当する方のみ＞1面の「児童の健康状態」において「有」に該当した場合、保育運営課に事前予約をし、児童同伴、母子手帳をお持ちの上、保育運営課窓口へ、申請及び面接にお越しください。事前の相談や面接がない場合や、各施設の受入れ状況によっては、ご希望の時期から集団保育での保育環境を整えられないことがあります。	はい
【入園内定又は決定時について】	
入園が内定又は決定したら、入園日前日までに、各保育園等での入園説明会の参加や、健康診断票の提出等、所定の手続きを進めてください。手続きが完了しない場合は、入園取消しになる場合があります。※健康診断票(全0～2歳児や集団生活上医師の診断が必要なお子さん等が対象)は入園日前日まで、アレルギーの指示書(公立保育園の場合、食物アレルギーのあるお子さんが対象)は、入園説明会までに提出してください。	はい
＜該当する方のみ＞育児休業中に入園が決定した場合、入園月中の復職及び復職証明書の提出が入園の条件となるため、事前に職場とよく調整してください。入園月中に復職及び復職証明書を提出されない場合は、支給認定の取消し及び退園となります。	はい
＜該当する方のみ＞出産により保育園等を利用できる期間は限られており、支給認定の有効期間中に他の事由が発生する場合であっても、支給認定期間の満了により退園となります。利用の継続を希望する場合、退園手続きと再度の申請が必要です。	はい
＜該当する方のみ＞求職活動中に入園が決定した場合、支給認定期間は最大90日となり、90日以内に事由として認められる就労を開始できなかった場合は、退園となります。ただし、継続的に求職活動を行っているとは認められない場合は、90日に達していなくても認定の取消しとなり、退園となります。	はい
【入園後の保育園等利用について】	
入園後、各施設が定める決まりを守ってください。施設は集団生活の場であるため、お子さんだけでなく、その保護者にもご協力いただきます。	はい
送迎は、各施設が定める開園時間(「保育園等利用申込みのご案内」参照)内に行ってください。	はい
入園後、約1か月間保育園等の利用がない場合(お子さんの入院等やむを得ない場合を除く。)は、支給認定期間内であっても、原則として退園となります。	はい
保育料の賦課は1か月単位となっており、1日でも在籍すると利用日数に関わらず1か月分の保育料がかかります。	はい
保育料が毎月期日までに支払われない場合、法令に基づいて督促状を発行します。また、延滞金が発生したり、預貯金や給与、財産の差押え等の処分の対象となります。	はい
以上のことについて確認し、了承しました。	
平成 年 月 日 保護者(父)氏名	
保護者(母)氏名	

7がつぶんこんだてひょう

平成29年度 柏市立保育園

持ち込みをお願いするもの

月	曜日	ちゅうしょく (土曜日の昼食は0～2歳のみ)	おもなざいりょう			ごごのおやつ ★は手作りおやつ	持ち込みをお願いする料理等
			ねつやちからになる	ちやにくになる	からだのちようしをととのえる		
1	土	やきうどん べじたふるすーぶ もも(かんづめ)	うどん あぶら	とりにく	きゃべつ たまねぎ にんじん ももかん		
3	月	ごはん ぶたにくのけちやつぶすーあえ こーんぼてと やさいすーぶ	こめ あぶら さとう かたくりこ じゃがいも あぶら	ぶたにく	にんにく こーん たまねぎ きゃべつ にんじん	ぎゅうにゅう せんべい せんべい	
4	火	ごはん かれいのてりやき のりあえ みそしる	こめ さとう あぶら	かれい のり あぶらあげ みそ	しょうが ほうれんそう きゃべつ にんじん なす たまねぎ	ぎゅうにゅう ★じゃむくらっかー くらっかー いちごじゃむ	
5	水	びびんば えだまめ わかめすーぶ	こめ あぶら さとう こまあぶら	ぶたにく みそ	にんにく しょうが ねぎ にんじん もやし ほうれんそう えだまめ たまねぎ	ぎゅうにゅう ばーむくーへん	
6	木	なつやさいいっぱいかれー みかんさらだ べじたふるすーぶ	こめ じゃがいも あぶら こむぎこ ばたー あぶら	ぶたにく すきむみるく	にんじん たまねぎ なす びーまん こーん とまと みかんかん きゃべつ きゅうり	ぎゅうにゅう せんべい みにしぐれ	
7	金	ごはん とりにくのてりやき つないうやさしいため たなばたじる	こめ さとう あぶら あぶら そうめん	とりにく つな	きゃべつ たまねぎ にんじん たまねぎ おくら	ぎゅうにゅう せんべい いもがし	
8	土	わふうすばけてい ぼてとすーぶ みかん(かんづめ)	すばけてい あぶら じゃがいも	とりにく	たまねぎ にんじん きゃべつ みかんかん		
10	月	ごはん とりにくのさつぱりに ふれんちさらだ とまととたまごのすーぶ	こめ さとう あぶら かたくりこ	とりにく たまご	しょうが きゃべつ にんじん きゅうり とまと たまねぎ	ぎゅうにゅう かつぶけーき	
11	火	ごはん さかなのいそべあげ ごますあえ みそしる	こめ こむぎこ かたくりこ あぶら さとう ごま じゃがいも	かれい あおのり みそ	きゃべつ たまねぎ にんじん たまねぎ こまつな	ぎゅうにゅう きなこぼう ごまいりせんべい	
12	水	とりにくどん ちんげんさいのすーぶ すいか	こめ あぶら さとう かたくりこ	とりにく	たまねぎ にんじん きゃべつ すいか	ぎゅうにゅう ★ばいんけーき みつすこ たまご さとう ばたー ぎゅうにゅう ばいんかん	
13	木	ごはん さかなのこうみやき やさいとぶたにくのいためもの みそしる	こめ さとう あぶら あぶら さとう	さわら ぶたにく みそ	ねぎ しょうが きゃべつ しいたけ にんじん こまつな たまねぎ	ぎゅうにゅう とうもろこし	
14	金	まーぼーなすはん にまめ わんたんすーぶ	こめ はるさめ あぶら さとう こまあぶら かたくりこ さとう	ぶたにく みそ きんときまめ	なす にんじん ねぎ にら しょうが ちんげんさい	ぎゅうにゅう せんべい びすけっと	
15	土	にこみうどん いために もも(かんづめ)	うどん じゃがいも あぶら さとう	とりにく	たまねぎ にんじん ももかん ちんげんさい		
17	月	うみのひ					

ひし	ようび	ちゅうしよく (土曜日の昼食は0~2歳のみ)	おもなざいりょう			ごこのおやつ ★は手作りおやつ	持込みをお願いする料理等
			ねつやちからになる	ちやにくになる	からだのちようしをととのえる		
18	火	かなでいあんどういかれー こーるすろー あおなすーぶ	こめ あぶら さとう あぶら さとう	ぶたにく	にんじん ばせり たまねぎ とまとかん きゃべつ きゅうり こまつな こーん	ぎゅうにゅう せんべい みにしくれ	
19	水	ごはん さばのしょうがに さんしよくあえ みそしる	こめ さとう	さば みそ	しょうが ほうれんそう にんじん きゃべつ かぼちゃ たまねぎ	ぎゅうにゅう ★ほっとけーき みつくすこ たまご ぎゅうにゅう まーがりん さとう	
20	木	ひやしうどん ひじきとじゃがいものにも にゅうさんきんいんりょう(ぶれーん)	うどん じゃがいも あぶら さとう	とりにく ひじき あぶらあげ にゅうさんきんいんりょう	たまねぎ にんじん きゅうり きゃべつ	むぎちゃ ★おにぎり(わかめ) こめ あぶら わかめ	
21	金	ごはん ぶたにくのしょうがやき あますあえ みそしる	こめ あぶら さとう かたくりこ さとう	ぶたにく わかめ とうふ みそ	しょうが きゃべつ みかんかん きゅうり みずな たまねぎ	ぎゅうにゅう せんべい いもがし	
22	土	すばげていとまとに おにおんすーぶ みかん(かんづめ)	すばげてい あぶら	とりにく	たまねぎ にんじん きゃべつ とまとかん みかんかん		
24	月	ぶたにくどん だいずのいそに みそしる	こめ しらたき あぶら さとう かたくりこ あぶら さとう	ぶたにく ひじき だいず あぶらあげ みそ	にんじん ごぼう たまねぎ ちんげんさい えのきたけ	ぎゅうにゅう きなごぼう ごまいりせんべい	
25	火	すばげていなぼりたん わかめさらだ たまごとれたすのすーぶ	すばげてい あぶら あぶら ごま	ぶたにく わかめ たまご	にんじん たまねぎ びーまん しめじ とまとかん きゃべつ きゅうり こーん れたす	ぎゅうにゅう ★ふらいどぼてと じゃがいも あぶら	
26	水	ごはん さかなのばんこやき ばいんさらだ まかろにすーぶ	こめ あぶら ばんこ あぶら まかろに	かれい ちーず とりにく	ばせり ばいんかん きゅうり きゃべつ たまねぎ にんじん	ぎゅうにゅう ★ほわいとぜりー せんべい にゅうさんきんいんりょう かんてん みかんかん	
27	木	とうもろこしごはん とりにくのまーまれーどやき じゃがいものうまに みそしる	こめ まーまれーど あぶら じゃがいも さとう	とりにく とうふ みそ	こーん にんじん たまねぎ ねぎ	ぎゅうにゅう すとりべりーろーるばん	
28	金	つなういす らたといゆ きゃべつのすーぶ	こめ あぶら あぶら さとう	つな とりにく	にんじん たまねぎ こーん ぐりんびーす なす とまと ずっきーに かぼちゃ にんにく きゃべつ	ぎゅうにゅう せんべい びすけっと	
29	土	かれーうどん さんしよくに もも(かんづめ)	うどん さとう じゃがいも さとう	とりにく	にんじん たまねぎ きゃべつ ももかん		
31	月	にんじんごはん とりにくのすばいしーやき ぐりーんさらだ ぼてとすーぶ	こめ かたくりこ あぶら あぶら じゃがいも	とりにく	にんじん たまねぎ にんにく れたす きゃべつ きゅうり	ぎゅうにゅう れもんけーき	

＜今月の行事食＞

・7月7日(金)は、七夕にちなみ「たなばた汁」を出します。

0~2歳児クラスには午前中に少量のおやつが出ます。(牛乳 せんべい)

旬の食材として

とまと とうもろこし えだまめ
なす びーまん きゅうり

を献立に取り入れました。
物資の都合上、献立を変更することがあります。ご了承ください。

持込みをお願いするもの

持込みをお願いするもの